

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十三年十二月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンターミズケン真備店

所在地 吉備郡真備町有井字茶屋一六一〇一一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 倉敷地所株式会社

住所 倉敷市神田一丁目五一一七

代表者の氏名 代表取締役 小野長八郎

3 変更事項

(変更前)

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 二千九十四平方メートル

(変更後)

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 二千四百八十八平方メートル

4 変更年月日

平成十四年八月十八日

二 届出年月日

平成十三年十二月十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十三年十二月二十一日から平成十四年四月二十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部商工企画課及び倉敷地方振興局総務振興部総務振興課